

今年度の検討内容について

第6回 訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会 令和元年(2019年)8月19日

厚生労働省 医政局 総務課 医療国際展開推進室

平成30年度 第5回検討会資料

「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」 における議論と今後の方向性



検討会での議論概要

背景

- 訪日外国人旅行者の増加 3,119万人(2018年)1)
- 訪日外国人旅行者の約 1.5%が医療機関を受診2)

2

課題

- 医療機関への負担 (体制整備・言語対応・未収 金等)
- 予期せぬ病気やけがに なった訪日外国人旅行者 の医療機関へのアクセス の確保

3

課題の把握

「医療機関における外国人

患者受入に係わる実態調 査」による、大規模かつ定

患者数、診療価格、未収

量的な実態把握

金等

5

各ステークホルダーに求められる役割

国

- 全国的な課題の把握と 整理
- 市場原理が働かない 領域の支援
- マニュアルの作成等、 情報の集約と発信
- これらを通じた医療提 供体制の整備

• 利用者にとって有益な サービスが提供できる ように、自主的な取組 を行い、健全な市場を 形成

都道府県

様々な分野の関係団 体との協議をふまえ、 地域における外国人患 者受入れのルールを 模索

医療機関

「訪日外国人旅行者等に対 する医療の提供に関する 検討会」において様々なス テークホルダーを交えての 議論と合意形成

今後の方向性(案)

- 外国人患者が医療機関 を受診する際、医療機関 と患者間で、診療価格や 治療内容等が相互に理 解されることにより、適切 な医療提供体制の整備 が促進される。
- 国・都道府県も連携し、継 続的にPDCAサイクルを 回していく。
- 訪日外国人旅行客が、予 期せぬ病気やけがの際、 不安を感じることなく医療 等をうけることができる体 制を構築する。
- これらの取組は、訪日外 国人旅行者への対応だ けではなく、在留外国人 患者への対応にも資する。

民間事業者

国・都道府県から提供 される情報や民間事業 者のサービスを活用し、 訪日外国人旅行者を受 け入れる体制を構築

課題に対する議論

政府全体の取組み

成長戦略に記されているインバウンド施策



未来投資戦略2017(抄)(平成29年6月9日閣議決定)

医療のインバウンドの推進については、<u>訪日・在留外国人患者</u>が安心・安全に日本の医療機関を受診できるよう、医療通訳等の配置支援等を通じて、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を<u>2020 年までに100 か所で整備する目標を前倒し、本年度(**)中の達成を目指す</u>。これらの基幹となる医療機関に加え、<u>地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手</u>し、受入環境の更なる充実を目指す。

(※)2017年度中を指す

未来投資戦略2018(抄)(平成30年6月15日閣議決定)

外国人観光客については、<u>訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ</u>の議論を踏まえ、 <u>観光客自身の適切な費用負担を前提</u>に、旅行中に病気やけがをした場合でも、**不安を感じることなく適切な医療を受けられる環境整備を行う**。また、在留外国人にも共通する点は同様の取組を行う。

成長戦略2019(抄)(令和元年6月21日閣議決定)

メディカル・エクセレンス・ジャパン(MEJ)やJETRO 等を中核とした医療の国際展開、ジャパン・インターナショナル・ホスピタルズ(JIH)等による医療インバウンド及び「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」に則った医療提供を一体的に推進することで、我が国の医療の国際的対応能力を向上させる。

<u>厚生労働省と観光庁が連携し、訪日外国人旅行者を受け入れる共通の医療機関のリストを整備するなど、医療機関における外国人患者の受入環境整備を進めるとともに、</u>訪日外国人旅行者に対する旅行保険の加入促進に取り組む。

訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループの設置について

内閣官房 健康 · 医療戦略室 資料引用

- 近年の訪日外国人の増加に伴い、訪日外国人に対する医療の提供に関連する多様な問題が発生。
- これに対し、関係府省庁が連携して取り組むことが必要。このため、健康・医療戦略推進本部の下に、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」を設置(2018年3月22日付)。



(2019年4月時点)

- 在外公館やJNTO現地事務所等で掲載・配布する保険加入勧 奨ポスター及びチラシを制作・発送。[1-1]
- 各国政府や在日公館に対し、訪日外国人に対する旅行保険加入勧奨案内を行ってもらうよう要請。[1-1]
- 一部路線の航空機内、クルーズ船内においても試験的に保 険加入勧奨チラシを配布。[1-3]
- 成田・羽田・関西・中部・福岡・新千歳・那覇空港の上陸審査場において旅行保険加入の勧奨を実施。[1-4]
- 海外で販売されているガイドブックへ旅行保険を勧奨する情報を掲載するようJNTO海外事務所等を通じて働きかけ。[1-5]

【関連予算】

2

- 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(観光振興調 查費)(観光庁、2019年度当初予算、814百万円の内数)
 - 主な外国語旅行ガイドブックの医療に関する記載を集約済み。
- 厚生労働省と観光庁で望ましい記載について検討。[1-8]
 上記を踏まえ、JNTO海外事務所等を通じて**ガイドブック発行**
- 社へ正確な情報への修正を依頼。[1-8]
- 感染症の侵入を防ぐための入国時の水際対策の強化。[1-9]
 感染症発生動向を迅速かつ的確に把握するためのサーベイ
 - ランス機能の強化。[1-9]
- 海外からの中長期在留予定の訪日客に対する結核の入国前 スクリーニングについては、速やかに実施予定。[1-9]

【関連予算】

(7)

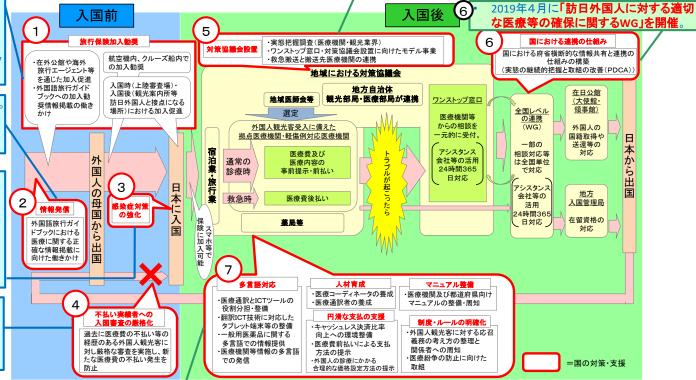
- 検疫所における水際対策の推進(厚生労働省、2019年度当初予算、11,559百万円の内数)
- (4)

 「医療機関における外国人患者受入れに係る実態調査」を実施し、医療費不払いの実態を調査・発表。[3]
 - 体制構築に向けて、不払い等の経歴がある外国人観光客に かかる情報の通報手順の整理、医療機関に対する周知を検 討予定。[3]

- 病院・外国人旅行者・旅行業者・宿泊施設を対象とした調査を実施し、取りまとめ。[2-1]
- 5都道府県(北海道・東京都・三重県・京都府・大阪府)において、外国人患者受け入れ体制のモデル構築のための検討会議体の 設置や実態把握等を実施。[2-2]
- 2019年度は、地方自治体において医療機関からの相談に対応するための事業を実施。[2-2]

【関連予算】

- 外国人患者に対する医療提供体制整備等推進事業(厚生労働省、2019年度当初予算、653百万円)
 - 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(観光振興調査費)(観光庁、2019年度当初予算、814百万円の内数)



- ・「訪日外国人旅行者等に対する医療提供体制に関する検討会」等での議論を経て、医療紛争の防止に向けた取組方法を含む医療機関向けのマニュアルを作成。[2-4][2-15]
- 「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」において、医療コーディネーターの役割やICTツールの活用について議論。この議論を基に、2019年度の「翻訳ICT技術に対応したタブレット 端末等の配置事業(仮称)」及び「医療コーディネーター等養成研修事業(仮称)」を実施。[2-5]・[2-6]・[2-9]
- ▶ 厚生労働科学研究班が、医療通訳の認定制度案を作成。この成果を活用し、医療通訳の認定制度の実施団体が、実施要綱等を作成し公開。[2-7]
- ・ 多言語音声翻訳技術の研究開発において、医療分野における実証等を通じて高度化を実施。[2-8]
- ・ 産学官から構成される「一般社団法人キャッシュレス推進協議会」を設立。今後、日本医師会等とも協力しながら、「医療機関等におけるキャッシュレス普及促進に関するプロジェクト(仮称)」の開催に 向け関係者と準備・調整中。[2-10]
- 厚生労働科学研究班が外国人の診療にかかる合理的な価格設定方法を研究し「訪日外国人旅行者等に対する医療提供体制に関する検討会」にて議論。研究結果を取りまとめ公表する予定。(2-11)
- JNTO及び観光庁のホームページ上で薬剤の情報サイトへのリンクを掲載。[2-13]

【関連予算】

- 外国人患者に対する医療提供体制整備等推進事業(厚生労働省、2019年度当初予算、1,008百万円)
- 災害時における多言語音声翻訳システムの高度化(総務省、2018年度第2次補正予算、820百万円)

内閣官房 健康 医療戦略室 資料引用

厚生労働省の取組み

外国人患者受入に関する環境整備(厚生労働省の取組)

現状

厚生労働

省

の

取組

- 外国人患者受入れのための環境整備が不可欠
 - ※ 訪日外国人数: 年間 3,119万人(2018年)、在留外国人数: 約273万人(2018年12月)
- 特に外国人観光客については、…(中略)…観光客自身の適切な費用負担を前提に、旅行中に病気やけがをした場合でも、不安を感じることなく適切な医療を受けられる環境整備を行う。また、在留外国人にも共通する点は同様の取組を行う。(未来投資戦略2018(2018年6月閣議決定))

医療機関の整備

■ 各地域の拠点となる医療機関の整備

- 医療通訳者・医療コーディネーターの配置支援 等
- 医療機関の院内体制整備支援
 - 院内案内表示、問診票等の多言語化等
- 医療通訳のシステム構築
 - 医療通訳育成カリキュラム・テキストの作成 等
- 多言語の診療申込書等を厚労省HPで公開
- 5か国語(英・中・韓・スペーイン・ホールトカール)で作成

■希少言語も含めて対応可能な遠隔通訳サービス

- 希少言語にも対応可能な遠隔通訳サービスを提供
- ■医療コーディネーター等養成研修
- 医療コーディネーター等の養成研修等を実施
- ■翻訳ICT技術に対応したタブレット端末等の配置
- 翻訳ICT技術に対応したタブレット端末等を配置
- ※ 都道府県が選定した「外国人患者を受け入れる拠点的医療機関」を中心に支援

地域の受入体制強化

■ 都道府県単位でのモデル構築の支援

- 医療機関、観光業界等を含め横連携するために、都道府県単位で、多分野の関係者による議論の場の設置、地域固有の実情把握、情報発信等を行う
 - ※2018年度は5箇所で実施 (北海道、東京都、三重県、京都府、大阪府)
- 電話通訳の団体契約の利用促進
 - 団体契約を通じ電話医療通訳の利用促進を図る
- 外国人患者受入に係る医療機関向けマニュアル の作成

■ 都道府県単位の医療・観光等連携ワンストップ対応

- ・ 都道府県に、地域の課題の協議等を行う業界分野横断的な関係者による協議会を設置し、実態の 把握・分析や受入医療機関の整備方針 の協議、リスト作成と関係者への周知、 地域の課題の協議などを行う。
- 都道府県に、医療機関等から 寄せられる様々な相談にも 対応できるワンストップ窓口を設置する。



7

- 我が国の訪日外国人は3,119万人1)(2018年)、在留外国人は約273万人2)(2018年12月)と増加傾向。
- こうした中、外国人患者が安心して日本の医療機関を受診できるよう、国内の医療機関における外国人患者受入のための環境 整備が不可欠。
- 未来投資戦略2017において掲げた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を100か所整備する目標は前倒して達成されたため、今後は、都道府県が選定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」(※)を中心に、医療通訳者等の配置支援、電話通訳の利用促進等を通じて、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指す。

(参考)主な関係閣議決定等

- ▶ 経済財政運営と改革の基本方針2019 (令和年6月 閣議決定)
- > 未来投資戦略2017(平成29年6月閣議決定)、未来投資戦略2018(平成30年6月閣議決定)、成長戦略2019(令和元年6月閣議決定)
- 観光ビジョン実現プログラム2019 (令和元年6月 観光立国推進閣僚会議(主宰:内閣総理大臣)決定)等

① 地域における外国人患者受入れ 体制のモデル構築事業

モデル都道府県を5程度選定

- 背景: 地域毎に異なる問題が生じており、 地域固有の事情を勘案した上での対応が 必要がある
- 事業概要: 都道府県において、①多分野の関係者による議論の場の設置、②地域 固有の実情の把握、③情報発信等を行い、 地域特性に応じたモデルを構築



② 団体契約を通じた電話医療通訳の 利用促進事業

団体契約を行う事業者を5程度選定

- 背景: 電話による医療通訳は、利便性 が高いものの、医療機関における認知 度はまだ十分でない
- 事業概要:とりまとめ団体3と電話通訳 事業者との間で、一括して通訳の利用 に係る契約を行い(団体契約)、傘下の 医療機関が電話通訳を利用できるよう にする







電話回線

インターネット回線や通信場号技術を 用いた通訳端末

③ 医療通訳者・外国人患者受入れ 医療コーディネーター配置等支援事業

拠点的な医療機関から10~箇所選定

- 背景:地域の外国人患者受入の拠点となる医療機関における多言語対応等の体制整備を進める必要がある
- 事業概要:
- ① 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関(※)への医療通訳者や外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置
- ② 拠点的な医療機関の体制整備を支援するための情報提供や助言

※外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関「「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて(依頼)」(平成31年3月26日付け医政総発0326第3号、観参発800号)に基づき選出された医療機関

背景

- 2018年の訪日外国人は3,119万人にのぼり、訪日外国人が増加する中、外国人患者が安心・安全に日本の医療機関を受診できる体制を整備することが重要である一方、医療機関においては、意思疎通や未収金発生の問題などの課題が指摘されている。
- 「<u>自民党政務調査会 外国人観光客に対する医療PT」</u>が、「外国人観光客に対する快適な医療の確保に向けた第一次提言」(平成30年4月27日)を 取りまとめ、以下の対応策を行うことが求められた。
- 政府の健康・医療戦略推進本部の下に「<u>訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」</u>が設置され、「訪日外国人に対する 適切な医療等の確保に向けた総合対策」(平成30年6月14日)が取りまとめられた。

「外国人観光客に対する快適な医療の確保に向けた第一次提言」における要望(抄)

- 外国人観光客を医療機関等へつなぐ協力体制整備
 - -国は、特に外国人観光客の受診が急増している地域等において、<u>対策協議会の設置やそれに基づく地域横断的な仕組みを構築するモデル事業を2019年度</u> 中に開始する。
- 医療機関等の窓口における外国人観光客対応力の向上
 - 自治体と関係機関の緊密な連携のもとに実施できるよう必要な支援を行う。また(略)ワンストップの対応を行うために、自治体に窓口を設ける。
- 医療機関等における外国人観光客への研修強化
 - -医療文化・習慣の相違に配慮した診療提供のための研修を厚生労働省が観光庁等の関係省庁や自治体と連携して行う。 (略)また、厚生労働省は、地域の実情に応じて、重点病院等において活躍する外国人向け医療コーディネーターの養成と配置を進める。

医舒全・病院団体 医康通訳団体 消防 (救急)

協議の場

多文化共生

- 医療機関等における医療通訳・多言語対応の体制整備
 - -<u>医療機関等における多言語でのコミュニケーションの体制整備を行う。</u>(略)2019年度中に、少なくとも<u>地域の外国人観光客受入の拠点となる病院には必要な</u> ICTツールがインストールされたタブレット等が完備されるようにすべきである。
 - -<u>希少言語については、</u>国内に医療通訳のニーズも少なく、加えて、通訳者が少ないことから、民間事業者としては、運営整備が困難である。海外では、希少言語の医療通訳に関しては、政府が一元運営している事例もあることから、整備は全国単位で考えていくことを検討する。

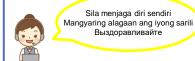
新規に実施する事業

都道府県単位の医療・観光等連携ワンストップ対応

- 都道府県に、医療機関等から寄せられる様々な相談にも対応できる ワンストップ窓口を設置する。

希少言語も含めて対応可能な遠隔 通訳サービス

 民間サービスがなく、行政が通 訳者を確保することも難しい希 少言語にも対応可能な遠隔通 訳サービスを提供。



医療コーディネーター等養成研修

医療機関の外国人患者受入対応能力向上のため、医療コーディネーター等の養成研修等を実施。

通訳機能等を備えたタブレット端末等の整備

外国人受入の拠点となる医療機関に、受付から 支払までの流れを一貫して支援することが可能 な通訳機能等を備えたタブレット端末等を配備

厚生労働省のこれまでの主な取組と今後の方向性

各ステークホルダーに求められる役割

国

- 全国的な課題の把握と整理
- 市場原理が働かない領域の支援
- マニュアルの作成等、情報の集約と 発信
- これらを通じた医療提供体制の整備

都道府県

• 様々な分野の関係団体との協議 をふまえ、地域における外国人 患者受入れのルールを模索

医療機関

国・都道府県から提供される情報や民間事業者のサービスを活用し、訪日外国人旅行者を受け入れる体制を構築

民間事業者

• 利用者にとって有益なサービス が提供できるように、自主的な 取組を行い、健全な市場を形成

厚生労働省のこれまでの主な取組。

実態調査の実施及び結果の共有

- ・外国人患者の受入れ実績
- ・多言語化の整備状況
- ・診療価格の現状などの実態を調査。

地域における外国人患者受入れ 体制のモデル構築事業

医療機関における外国人患者受 入環境整備事業

「社会医療法人等における訪日 外国人診療に際しての経費の請 求について」を発出

医療機関向けマニュアルの整備

- ・医療通訳や翻訳ディバイスの特徴・ 整備方針
- ・医療紛争を防止するための取組案などを記載。

医療通訳の教育カリキュラム・ 研修テキストの作成

厚生労働省の今後の方向性と主な取組

- 実態調査等を通じて全国的な課題の把握と整理を行い、マニュアルの改訂等を 行う。
- 市場原理が働かない領域の支援を行う。
- 外国人患者を受け入れる医療機関等の 情報の取りまとめ周知を行う。
- このような取組を通じて、訪日外国人旅行客が、予期せぬ病気やけがの際、不安を感じることなく医療等をうけることができる体制を構築する。

外国人を受け入れる拠点的な医 療機関の取りまとめ及び更新

地方自治体のための 外国人患者受け入れ環境整備に 関するマニュアル整備

都道府県における連絡協議会の 設置支援

都道府県におけるワンストップ 窓口の運営支援 通訳機能等を備えたタブレット端 末等の整備

訪日外国人に対する適切な診療 価格に関する研究

医療コーディネーター等研修事業

医療機関向けマニュアルの更新

医療通訳認定の実用化に関する研究

民間の市場が成り立たない部分 等への支援

希少言語も含めて対応可能な 遠隔通訳サービス事業 本検討会における令和元年度の検討内容



令和元年度訪日外国人旅行者等に対する 医療の提供に関する検討会における検討内容

平成30年度検討会における検討内容

- ① 医療機関の整備方針 第1回 第2回
 - 一元化されていなかった外国人患者を受け入れる医療機 関の情報の整理方針
 - 都道府県による医療機関の選出に際しての考え方
- ② 医療機関向けマニュアル、都道府県向けマニュアル 第1回

訪日外国人に対する基本的対応について整理したマニュアルの整備

- ③ 自由診療における診療価格 第3回 通訳等の附帯サービスの上乗せを含めた、自由診療である 外国人観光客向け医療に関する価格の合理的な設定方法
- ④ 医療通訳者の養成・確保・配置 第2回 第3回 医療通訳者の養成(例えば技能の認定)・確保・配置の考え 方の整理
- ⑤ 医療通訳・ICTツールの役割分担 第2回 第3回 症状や緊急性に応じた通訳とICTツール活用の役割分担や、それぞれの整備方針の整理
- ⑥ 医療コーディネーター 第3回医療コーディネーターの役割を整理

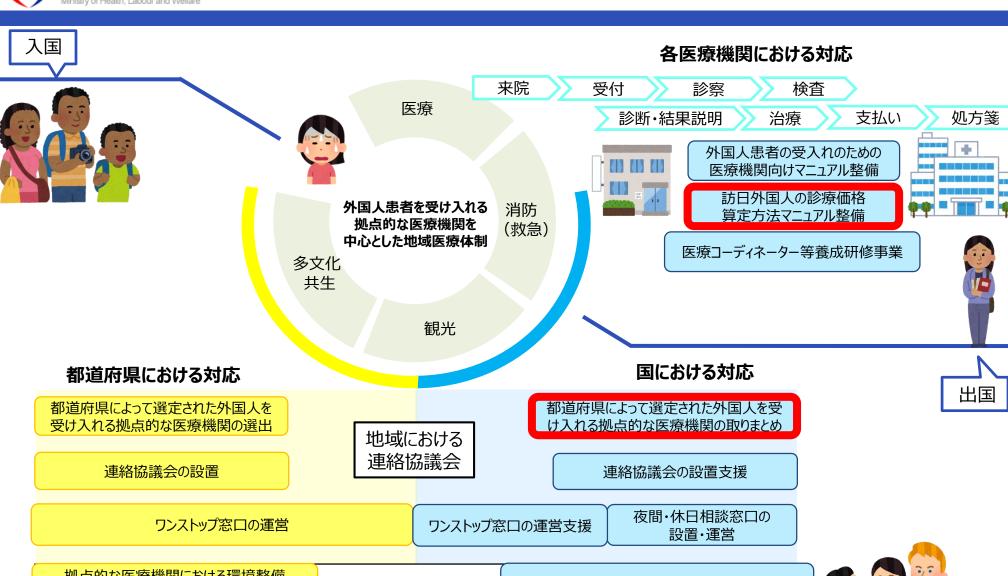
令和元年度検討会における検討内容

- ① 医療機関の整備方針 都道府県が選出した、①外国人患者で入院を 要する救急患者に対応可能な医療機関、②診 療所・歯科診療所も含む外国人患者を受入れ 可能な医療機関を取りまとめ・更新。
- ② 都道府県向けマニュアル(地方自治体の ための外国人患者受け入れ環境整備に 関するマニュアル)
 - 訪日外国人に対する基本的対応について整理 したマニュアルの整備
- ③ 訪日外国人の診療価格算定方法 マニュアル

自由診療である外国人観光客向け医療に関する価格の合理的な設定方法に関するマニュアルの整備



訪日外国人旅行者等に対する取組



拠点的な医療機関における環境整備 (翻訳ICT技術に対応した端末等の配備)

多言語対応

希少言語も含めて対応可能な遠隔通訳サービス

制度・ルールの明確化・マニュアル整備

地方自治体のための外国人患者受け入れ 環境整備に関するマニュアル整備

